

こども家庭庁非常勤職員（こどもの貧困対策の推進）募集要項

1. 採用内容

- (1) 採用予定人数：2名
- (2) 採用予定日：令和5年4月1日

2. 業務内容

こどもの貧困対策の推進に関する業務

(1) こどもの貧困対策の理解促進業務

- ・ 貧困状態にあるこどもへの支援に関心のある企業や個人に対し、「子供の未来応援国民運動」への参加など、具体的な取組を働きかける業務（「子供の未来応援基金」への寄付や、支援団体に対する物資の提供に関する業務等）
- ・ 「子供の未来応援基金」による貧困状態にある子供へ支援を行っている団体への資金援助に関する業務
- ・ こどもの貧困対策及び「子供の未来応援国民運動」に関する広報・情報発信に関する業務（ホームページやSNSの運営、ポスターやパンフレット等の作成に関する企画・立案等）
- ・ オンラインフォーラムの開催や各種メディアへの記事掲載等の企画・立案等業務
- ・ 上記業務に必要な契約や執行に係る業務

(2) その他の子供の貧困対策に関する業務

- ・ 子供の貧困対策の推進のための各種補助業務

※参考

内閣府子どもの貧困対策担当サイト <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/index.html>

子供の未来応援国民運動サイト <https://kodomohinkon.go.jp/>

3. 応募要件

以下の要件のいずれにも該当する方。性別・年齢不問。

- (1) こどもの貧困対策に関心があること
 - (2) 大学卒業又はこれと同等程度の学力を有すること
 - (3) 企業等において、営業又は広報に関する実務経験（原則として5年以上）を有すること
 - (4) E-Mail、ワード、エクセル及びパワーポイント等を不自由なく使用できること
- なお、採用予定のうち1名については、以下の要件に該当する方を優遇する。
- (5) 企業等において、Webサイトの制作・保守・運用に関する実務業務（原則として5年以上）を有すること

4. 応募資格

以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の

者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する正当その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 応募方法

(1) 提出書類

① 履歴書

- ・市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・写真（6ヶ月以内に撮影したもの。）を必ず添付すること。

② 志望理由（A4横書き、1,000字以内。御自身の知識・経験、技術・専門分野等についても記載してください。）

③ 職務経歴書

- ・これまで従事した職務の内容を具体的に記述したもの。
- ・様式自由。A4横書き。
- ・日中連絡可能な連絡先（電話番号・メールアドレス）をご記入ください。
- ・3の応募要件に掲げた事項については、詳細が分かるよう記述すること。

④ 3の応募要件を満たすことを証明できるものの写し1部（卒業証書、資格証明書等）

※ 封筒に「非常勤職員（こどもの貧困対策の推進）応募」と必ず記載の上提出してください。

※ 応募書類は返却いたしません。（責任をもって廃棄します。）

(2) 書類提出先及び問い合わせ先

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1 内閣官房こども家庭庁設立準備室 人事担当

電話 03-6550-9471 担当：稲井、柳下、西村

(3) 応募締切

令和5年2月6日（月） ※応募締切日必着

6. 選考委員により、以下の方法で選考を行います。

① 1次選考 書類審査

② 2次選考 面接審査

※ 応募書類の提出に応じ、募集期限前であっても随時面接を行います。なお、通知は合格者のみとなり、不合格の場合は通知いたしませんので、ご了承ください。

※ 書類審査（1次選考）の合格後、面接（2次選考）の日時・場所等をご連絡させていただきます。

7. 勤務条件

① 勤務地：東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング

② 勤務時間：週5日

1日5時間45分（10:00～12:00 及び 13:30～17:15）

土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休み。

③ 任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日

※ なお、勤務状況によって任期更新もあり得ます。

④ 給与等：一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して支給

※ 賞与・昇給はありません。

※ 国家公務員共済組合制度（短期給付）、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険については、適用の対象となる場合があります。

※ 年次有給休暇は、6ヶ月後に次の1年間分として、10日付与（全勤務日の8割以上勤務した場合）

※ 夏季特別休暇連続する3日間（7月～9月の間に取得可能。）

8. 留意事項

採用後、当該非常勤職員の現に所属するか又は過去2年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性評価及び助言等を行う調達案件には入札できませんので予めご了承ください。